

第2次米子市環境基本計画と米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の統合について

令和7年度は第2次米子市環境基本計画（以下、「基本計画」という。）の見直し年度であり、昨今の情勢変化に合わせて計画の見直しを行うこととしている。これに合わせ、本市における基本計画の位置づけを以下のとおり改めて整理し、「米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」（以下、「区域施策編」という。）と統合する。

なお、その他の見直し項目として社会情勢の変化に合わせた用語・既述の是正、基本目標の修正・是正を行いたい。

<基本計画の位置づけ>

本市は、従来から取り組んできた温室効果ガス削減に向けた取組をさらに加速させるため、脱炭素先行地域づくり事業を実施している。基本計画は、環境保全及び創造を計画的に推進するための「目標」や「施策の方向性」を示すものであり、令和12年度の未来を見越し、「米子市一般廃棄物処理基本計画」等、環境に係る個別計画の要素を盛り込んだ長期計画として環境政策の大きな方向性を示すとともに、「米子市まちづくりビジョン」

「米子市地方創生戦略」を環境の面から指示・補完することとしている。以上のこと考慮し、区域施策編は地球温暖化対策における環境政策の方向性を示すものであることから、基本計画と統合し、区域施策編としても位置付けることとする。その上で審議会において計画の各取り組みの進捗状況を報告するものとする。

<統合の方法>

区域施策編の各節単位ごとに、基本計画の該当部分に統合する。併せて、基本計画の基本目標①を区域施策編の中核部分として位置づける。

※「第2次米子市環境基本計画」：米子市環境基本条例に基づき、環境施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画。

※「米子市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」、「米子市役所地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」：「地球温暖化対策の推進に関する法律」 第21条に基づく計画。本市の自然的・社会的条件に応じて温室効果ガス排出の抑制等を行うための施策を定めるもの。区域施策編は地域としての米子市全体について施策を規定し、事務事業編は組織としての米子市役所内部について規定している。

<参考>

・本市における基本計画と実行計画の位置づけについて（図解）

